

求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

当法人は、採用活動、職場見学、実習その他求職活動に関するあらゆる場面において、求職者等に対するセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント等のハラスメント行為を許容せず、求職者等が安心して就職活動等が行える環境づくりに努め、以下のとおり必要な措置を講じます。

《 基本方針 》

当法人は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントの無い公正な採用選考や実習指導を実施します。

求職者等に対する性的な言動、威圧的な言動、人格を否定する言動、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動など、あらゆるハラスメント行為を禁止します。また、これらに係る相談行為に対する不利益な取り扱いも行いません。

《 禁止される主な行為 》

当法人で働くすべての職員は、求職者等に対し次に掲げる不適切な言動は行いません。

- ・面接や実習中に、業務や実習に必要なでない性的な事実関係、交際状況、家族構成、結婚や出産の予定等を尋ねること、又は不必要な身体への接触を行うこと。
- ・職務上の立場を利用して、性的な関係の強要や、執拗に私的な食事やデートへ誘うこと。
- ・職場における優越的な関係を背景とした、業務や実習の目的を逸脱した不当な圧力をかける言動。
- ・性差別的な偏見（性別役割分担等）に基づく発言、又は性的指向・ジェンダーアイデンティティを不必要に詮索すること。
- ・採用の可否や実習の評価を条件として、不当な要求を受けさせようとするこ
と。

※上記に示すのは一例でありこれらに限るものではありません。

《 求職活動等におけるルールの厳守 》

当法人は、求職者等との面談や接触に関し、次のルールを徹底します。

- ・面談や面接、実習指導の実施に当たっては、適正な時間帯及び透明性の高い場
所で行います。
- ・面談や面接、実習指導の実施に当たっては、原則として複数人の職員で対応す
るか、オープンスペースでの対応又は個室の場合はドアを開放して行い、密室で
の一对一の状況を回避します。
- ・求職者等との連絡には、法人所有の電話やメールを使用し、職員の個人的な連
絡手段（携帯電話やLINE等）を用いて直接連絡を取る行為を禁止します。

《 厳正な対応 》

求職者等に対してハラスメント行為を行った職員に対しては、速やかに事実関係
を確認の上、職員就業規則や職員の懲戒処分の基準に関する規則に基づき、厳正な
措置を講じます。また、ハラスメント研修や職員への啓発を実施し、再発防止に努
めます。

《 相談窓口 》

求職者等に対するハラスメントに関する相談窓口は下記のとおりです。

相談窓口 社会福祉法人室蘭福祉事業協会（室蘭市幸町6番23号）

- ① 法人本部 総務課総務係 0143-23-4005
- ② 法人本部 総務課児童福祉係 0143-23-4005